

第1号議案

宮城県教育委員会会議規則の一部改正について

宮城県教育委員会会議規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年7月15日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会会議規則の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 昨年度，全庁的に進められてきた押印等の見直しに関連し，宮城県教育委員会会議規則において委員の押印を求めている規定について，見直しを行うもの
- (2) 災害等により，委員が会議の開催場所に参加できない場合に，オンライン会議システムを活用して教育委員会の会議に出席することが可能となるよう，所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 委員の押印を求めている手続について，押印を不要とし，関連する規定を改める。

【第2条，第27条関係】

- (2) 委員が，オンライン会議システムを活用して教育委員会の会議に出席する場合に関する規定の追加等を行う。

【第2条，第8条，第12条，第22条関係】

3 施行期日

公布の日

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会会議規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「委員」の下に「の出席」を加え、「しなければならぬ」を「することにより行うものとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 災害その他やむを得ない理由により、委員が、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参加することが困難であると教育長が認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により出席することができる。

第八条中第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員は、秘密会の会議に、オンライン会議システムにより出席することはできない。ただし、通信内容の秘匿措置が講じられていると教育長が認める場合は、この限りでない。

第十二条中「退席する者」の下に「（オンライン会議システムにより出席する委員で、議事中に映像又は音声の送受信が停止している状態にあるものを含む。）若しくは第八条第三項本文の規定により秘密会の会議に出席することができない者」を加える。

第二十二条中「出席者」の下に「（オンライン会議システムにより出席する委員を含む。）」を加える。

第二十七条第三項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（出席）</p> <p>第二条 委員の出席は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集することにより行うものとする。</p> <p>2 災害その他やむを得ない理由により、委員が、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集することが困難であると教育長が認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により出席することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章 会議</p> <p>第七条（略）</p> <p>（秘密会）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、秘密会の会議に、オンライン会議システムにより出席することはできない。ただし、通信内容の秘匿措置が講じられていると教育長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>4（略）</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（出席）</p> <p>第二条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 出席した委員は、出席簿に押印しなければならない。</p> <p>3 委員は、病気その他の事故により出席することができないときは、その旨をあらかじめ教育長に届け出なければならない。</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章 会議</p> <p>第七条（略）</p> <p>（秘密会）</p> <p>第八条 会議は、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。</p> <p>2 前項の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。</p> <p>3 秘密会の会議を開くときは、教育長は、会議に関係のない者及び一般傍聴者を退席させなければならない。</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>	<p>○文言整理</p> <p>○押印の廃止及びオンライン会議システム関係の規定を追加</p> <p>○オンライン会議システム関係の規定を追加</p>

<p>第十二条 開議時刻後相当の時間を経てもなお出席者が定足数に満たないとき又は議事中退席する者（オンライン会議システムにより出席する委員で、議事中に映像又は音声の送受信が停止している状態にあるものを含む。）若しくは第八条第三項本文の規定により秘密会の会議に出席することができない者があつて定足数を欠いたときは、延会することができる。</p> <p>第十三条から第十九条まで (略)</p> <p>(採決の方法)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>(表決の義務)</p> <p>第二十二条 採決の際、席にある出席者（オンライン会議システムにより出席する委員を含む。）は、表決に加わらなければならない。</p> <p>第二十三条及び第二十四条 (略)</p> <p>第四章 会議録</p> <p>第二十五条及び第二十六条 (略)</p> <p>(承認)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の承認を受けた会議録には、あらかじめ教育長の指名した二人の委員が署名しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第五章及び第六章 (略)</p>	<p>第十二条 開議時刻後相当の時間を経てもなお出席者が定足数に満たないとき又は議事中退席する者（オンライン会議システムにより出席する委員で、議事中に映像又は音声の送受信が停止している状態にあるものを含む。）若しくは第八条第三項本文の規定により秘密会の会議に出席することができない者があつて定足数を欠いたときは、延会することができる。</p> <p>第十三条から第十九条まで (略)</p> <p>(採決の方法)</p> <p>第二十条 教育長は、出席者の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 教育長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p> <p>3 教育長は、前二項の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>(表決の義務)</p> <p>第二十二条 採決の際、席にある出席者は、表決に加わらなければならない。</p> <p>第二十三条及び第二十四条 (略)</p> <p>第四章 会議録</p> <p>第二十五条及び第二十六条 (略)</p> <p>(承認)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の承認を受けた会議録には、あらかじめ教育長の指名した二人の委員が署名押印しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第五章及び第六章 (略)</p>	<p>○オンライン会議システム関係の規定を追加</p> <p>○オンライン会議システム関係の規定を追加</p> <p>○押印の廃止</p>	<p>○オンライン会議システム関係の規定を追加</p>
--	---	---	-----------------------------

第2号議案

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の
一部改正について

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則（昭和49年宮城県教育委員会規則第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年7月15日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の 一部改正の概要

1 改正理由

令和4年1月28日付け総務部長通知「県手続に関する押印の見直しについて」による県の方針に基づき、書面等の簡素化による利便性の向上及び事務処理の効率化を図るため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 申請者等の押印を求めている手続きについて、一部を除き押印を不要とし、「(本人署名又は記名押印)」の表記を削除する。
- (2) その他所要の文言整理を行う。

3 施行期日

公布の日

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
 高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則（昭和四十九年宮城県教育委員会
 規則第十七号）の一部を次のように改正する。
 様式第一号中「（本人署名又は記名押印）」を削り、

日本育英会の奨学金貸与状況	奨学金の有無	有・無	奨学金 特別奨 学金 一般	金額	円
---------------	--------	-----	------------------------	----	---

を

独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸付状況	貸付の有無	有・無
-----------------------	-------	-----

に改める。

様式第二号中「氏名」に改め、を

印	
住所	氏名
	

を

印	
住所	氏名
	

に改める。

様式第六号中「(本人署名又は記名押印)」を削る。

「貸付決定番号

様式第七号及び様式第八号中住所を

氏名

「貸付決定番号

住所に改める。

氏名」

○高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案（新）

第一条から第十二条まで（略）

様式第一号

様式第1号(第2条関係)

修学資金貸付申請書										年	月	日
宮城県教育委員会殿										所属学校課程 学 年(年次) 氏 名		
高等学校の定時制(通信制)課程修学資金の貸付けを受けたので、高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例第3条の規定により関係書類を添えて申請します。												
本 籍												
現住所												
家族住所												
申請者の所得等状況	給与所得(見込み)	年	円	勤務先			職業					
	その他の所得(見込み)	年	円	内 容	収 入	同居・別居	備 考					
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	職業	勤務先	年(見込み)	収 入	同居・別居	備 考			
独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸付状況										貸付の有無		有 ・ 無
本 籍										申請者との続柄		
住 所										職 業		
連帯保証人										氏 名	(印)	生年月日
年 収										税込み	円	
申請者が貸付けを受ける高等学校の定時制(通信制)課程修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。												
添付書類	1	2										
上記の者は本校定時制(通信制)課程第 学年に在学していることを証明します。												
										高等学校長 (印)		

現行（旧）

第一条から第十二条まで（略）

様式第一号

様式第1号(第2条関係)

修学資金貸付申請書										年	月	日
宮城県教育委員会殿										所属学校課程 学 年(年次) 氏 名		
高等学校の定時制(通信制)課程修学資金の貸付けを受けたので、高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例第4条の規定により関係書類を添えて申請します。												
本 籍												
現住所												
家族住所												
申請者の所得等状況	給与所得(見込み)	年	円	勤務先			職業					
	その他の所得(見込み)	年	円	内 容	収 入	同居・別居	備 考					
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	職業	勤務先	年(見込み)	収 入	同居・別居	備 考			
日本育英会の奨学金貸付状況										奨学金の有無		有・無
本 籍										申請者との続柄		
住 所										職 業		
連帯保証人										氏 名	(印)	生年月日
年 収										税込み	円	
申請者が貸付けを受ける高等学校の定時制(通信制)課程修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。												
添付書類	1	2										
上記の者は本校定時制(通信制)課程第 学年に在学していることを証明します。												
										高等学校長 (印)		

備考

○所要の文言の整理
○押印の見直しに伴う改正

改正案（新）

様式第二号

様式第2号(第3条関係)

宮城県教育委員会殿		連 帯 保 証 人 変 更 願		年 月 日
宮城県教育委員会殿		貸付決定番号 学 年(年次) 住 所 住 氏 名		—
次のとおり、連帯保証人の変更を承認してください。				
本 籍		申請者との続柄		
住 所		職 業		
氏 名		生年月日		
新				
年 収	税込み	円		
連帯保証人の変更が承認された場合には、貸付けを受けた高等学校の定時制(通信制)課程修学資金について、本人と連帯して債務を負担します。				
旧	住 所			
	氏 名			—
変更の理由				
変更年月日	年 月 日			

現行（旧）

様式第二号

様式第2号(第3条関係)

宮城県教育委員会殿		連 帯 保 証 人 変 更 願		年 月 日
宮城県教育委員会殿		貸付決定番号 学 年(年次) 住 所 住 氏 名		⑩
次のとおり、連帯保証人の変更を承認してください。				
本 籍		申請者との続柄		
住 所		職 業		
氏 名		生年月日		
新				
年 収	税込み	円		
連帯保証人の変更が承認された場合には、貸付けを受けた高等学校の定時制(通信制)課程修学資金について、本人と連帯して債務を負担します。				
旧	住 所			
	氏 名			⑩
変更の理由				
変更年月日	年 月 日			

○押印の見直しに伴う改正

備考

改正案（新）

様式第三号から様式第五号まで（略）

様式第六号

様式第6号(第7条関係)

宮城県教育委員会 借 還 免 除 申 請 書		年 月 日
宮城県教育委員会 貸付決定番号 住 所 氏 名		
高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例第8条第（ ）項の規定により、 次のとおり修学資金の償還を免除されたいので申請します。		
借 用 金 額		円
償 還 金 額		円
償 還 済 額		円
償 還 未 済 額		円
償還免除申請額		円
貸 付 期 間	年 月 月から 年 月 月まで	月
申 請 の 理 由		
添 付 書 類		

現行（旧）

様式第三号から様式第五号まで（略）

様式第六号

様式第6号(第7条関係)

宮城県教育委員会 借 還 免 除 申 請 書		年 月 日
宮城県教育委員会 貸付決定番号 住 所 氏 名		
高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例第8条第（ ）項の規定により、 次のとおり修学資金の償還を免除されたいので申請します。		
借 用 金 額		円
償 還 金 額		円
償 還 済 額		円
償 還 未 済 額		円
償還免除申請額		円
貸 付 期 間	年 月 月から 年 月 月まで	月
申 請 の 理 由		
添 付 書 類		

備考

○押印見直しに伴う改正

改正案（新）

様式第七号

様式第七号(第9条関係)

債 還 明 細 書 年 月 日

宮城県教育委員会殿

貸付決定番号

住 所 名

氏 名

連帯保証人

住 所 名

氏 名

㊦

次のとおり、高等学校の定時制(通信制)課程修学資金を償還します。

償還金額				円
償還期間	年	月から	年	月まで
償還方法	イ 月 賦	ロ 半年賦	ハ その他 ()	
償還期間	イ 毎 月	ロ 毎 年	ハ	日と 月 日

現行（旧）

様式第七号

様式第七号(第9条関係)

債 還 明 細 書 年 月 日

宮城県教育委員会殿

貸付決定番号

住 所 名

氏 名

連帯保証人

住 所 名

氏 名

㊦

次のとおり、高等学校の定時制(通信制)課程修学資金を償還します。

償還金額				円
償還期間	年	月から	年	月まで
償還方法	イ 月 賦	ロ 半年賦	ハ その他 ()	
償還期間	イ 毎 月	ロ 毎 年	ハ	日と 月 日

備考

○押印の見直しに伴う改正

改正案（新）

様式第八号

様式第8号(第9条関係)

償還方法変更承認申請書

年 月 日

宮城県教育委員会殿

貸付決定番号
住所名
氏名
連帯保証人
住所
氏名

①

次のとおり、高等学校の定時制(通信制)課程修学資金の償還方法を変更したいので承認してください。

償還金額		円
償還済額		円
償還未済額		円
償還方法変更申請額		円
新	償還方法	イ 月賦 ロ 半年賦 ハ その他()
	償還期日	イ 毎月 ロ 毎年 月 日と 月 日ハ
旧	償還方法	イ 月賦 ロ 半年賦 ハ その他()
	償還期日	イ 毎月 ロ 毎年 月 日と 月 日ハ
償還方法を変更する理由		

現行（旧）

様式第八号

様式第8号(第9条関係)

償還方法変更承認申請書

年 月 日

宮城県教育委員会殿

貸付決定番号
住所名
氏名
連帯保証人
住所
氏名

①

次のとおり、高等学校の定時制(通信制)課程修学資金の償還方法を変更したいので承認してください。

償還金額		円
償還済額		円
償還未済額		円
償還方法変更申請額		円
新	償還方法	イ 月賦 ロ 半年賦 ハ その他()
	償還期日	イ 毎月 ロ 毎年 月 日と 月 日ハ
旧	償還方法	イ 月賦 ロ 半年賦 ハ その他()
	償還期日	イ 毎月 ロ 毎年 月 日と 月 日ハ
償還方法を変更する理由		

○押印の見直しに伴う改正

備考

改正案（新）

様式第九号

様式第9号(第10条関係)

宮城県教育委員会殿		債 還 猶 子 申 請 書	年 月 日
貸付決定番号 住 所 氏 名			
連帯保証人 住 所 氏 名			
次のとおり、高等学校の定時制（通信制）課程修学資金の償還を猶子されたいので申請します。			
借 用 金 額		円	
償 還 金 額		円	
償 還 済 額		円	
償 還 未 済 額		円	
償還猶子申請額		円	
希望する償還猶子期	月 日から 年 月まで	月間	
申 請 理 由			
理由発生年月日	年 月 日		
添 付 書 類			

現行（旧）

様式第九号

様式第9号(第10条関係)

宮城県教育委員会殿		債 還 猶 子 申 請 書	年 月 日
貸付決定番号 住 所 氏 名			
連帯保証人 住 所 氏 名			
次のとおり、高等学校の定時制（通信制）課程修学資金の償還を猶子されたいので申請します。			
借 用 金 額		円	
償 還 金 額		円	
償 還 済 額		円	
償 還 未 済 額		円	
償還猶子申請額		円	
希望する償還猶子期	月 日から 年 月まで	月間	
申 請 理 由			
理由発生年月日	年 月 日		
添 付 書 類			

○押印の見直しに伴う改正

備考